35201

山口県

田布施町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	世界英国	冷田如田	
投下固定資本額	従業員 (人以上)	拍旦争块	措置範囲	適用期間
小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入		課税標準2分の		
計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資で				0左座即
あって、一定の要件を満たす設備を取得した場				3年度間
合		賃上げ表明をし		賃上げ表明
TΠ	_	た場合は3分の	固定資産税	をした場合は
		1に軽減		5年度間また
対象設備		 (中小企業等経		は4年度間
機械及び装置、器具及び備品、工具(測定工具				
及び検査工具)、建物付属設備		営強化法) 		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	
田布施町企業立地	H19.3	○企業立地奨励金	○企業立地奨励金	
促進条例		1 対象事業(風俗営業に類するものを除く)	適用事業所の設置のために	
		・製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、宿泊	取得した固定資産に賦課さ	
		業(風俗関連営業に係るものを除く)、学術研究、専	れる固定資産税相当額	
		門・技術サービス業	基準年度から3年度間	
		2 事業所の設置	※ただし、次の要件を満たす	
		①新設	場合には5年度間(4年度目	
		②増設(事業規模の拡大を目的とし、新規雇用従業員	以降は半額)	
		5名以上)	•対象業種…製造業	
		③移転(新規雇用従業員1名以上)	•立地形態…新設•増設	
		※事業所とは、物の生産又はサービスの提供が事業と	·投下固定資産投資総額…1	
		して行われている一定の場所をいう。	億円以上、かつ建物及び償	
		※新規雇用従業員	却資産の合計が 5,000 万円	
		・新事業所の操業開始前1年から操業開始後6月まで	以上	
		の間に雇用され、雇用時から引き続き本町に在住	•立地場所…工場適地	
		(外国人を除く)	·新規雇用従業員…30 人以	
		・雇用時の年齢が満 40 歳未満	上	
		3 投下固定資産総額(賃貸・リース含む)		
		・総額 5,000 万円以上、かつ建物及び償却資産の合計		
		が 2,000 万円以上		